

海上保安庁告示第五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二、第二十条の三第二項、第二十条の五及び第二十条の七第一項並びに海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項、第二十三条の二第二項、第二十三条の四及び第二十三条の六第一項の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示を次のように定める。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官 中島 敏

東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条 この告示は、東京湾海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する横浜船舶通航信号所（以下「信号所」という。）について周知するとともに、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号。以下「港則法規則」という。）第八条の二及び海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号。以下「海交法規則」という。）第八条第一項の規定による指示の方法並びに港

則法規則第二十条の三第二項、第二十条の七第一項、海交法規則第二十三条の二第二項及び第二十三条の六第一項の規定による情報の提供の方法並びに港則法規則第二十条の五及び海交法規則第二十三条の四の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 巨大船 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号。以下「海交法」という。)第二条第二項第二号に掲げる船舶をいう。

二 特定船舶 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第四十一条第一項に規定する特定船舶及び海交法第三十条第一項に規定する特定船舶をいう。

三 準特定船舶 特定船舶以外の船舶であつて、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

四 航路 港則法規則別表第二に掲げる航路のうち、千葉航路及び市原航路並びに東京東航路、東京西航路、川崎航路、鶴見航路及び横浜航路並びに海交法別表に掲げる浦賀水道航路及び中ノ瀬航路をいう。

(センターが運用する信号所)

第三条 センターが運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

- 一 呼出名称 とうきょうマーチス
- 二 位置 神奈川県横浜市（北仲通）（北緯三十五度二十七分二秒東経百三十九度三十八分十四秒）
- 三 業務開始年月日 平成三十年一月三十一日

（情報の提供）

第四条 信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

- 一 方法 MF無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置
- 二 内容

イ MF無線電話による場合

- (1) 洲埼灯台（北緯三十四度五十八分三十一秒東経百三十九度四十五分二十七秒）から劔埼灯台（北緯三十五度八分二十九秒東経百三十九度四十分三十七秒）まで引いた線以北の海域（以下「東京湾」という。）及び東京湾と他の海域との境界付近における船舶の交通の制限又は

禁止の状況

(2) 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

(3) 巨大船の浦賀水道航路入航予定時刻、船名、総トン数等

(4) 東京湾における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況

(5) 観音埼における風向、風速及び気圧並びに風早埼（伊豆大島）、洲埼、劔埼、本牧及び東京十号地における風向及び風速

(6) その他船舶の航行の安全上必要な事項

ロ インターネット・ホームページによる場合

(1) イに掲げる事項

(2) 東京湾及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

(3) 東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

(4) 東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

ハ 船舶自動識別装置による場合

(1) イ（3）及び（5）を除く。）に掲げる事項

(2) ロ（1）を除く。）に掲げる事項

- (3) 野島埼及び犬吠埼における風向、風速、気圧及び波高、石廊埼、観音埼及び塩屋埼における風向、風速及び気圧、八丈島における風向、風速及び波高並びに伊良湖岬、舞阪、御前埼、風早埼（伊豆大島）、洲埼、劔埼、本牧、東京十号地、勝浦及び磯埼における風向及び風速
- 三 通信の冒頭に冠する通信符号 HZFORMATION（船舶自動識別装置による場合に限る）。
- 2 信号所を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一 方法 VHF無線電話又は船舶自動識別装置

二 内容

イ VHF無線電話による場合

- (1) 劔埼灯台から十二海里以内の海域及び東京湾のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する港則法規則第二十条の三第三項各号及び海交法規則第二十三条の二第三項各号に掲げる事項に準ずる事項

- (2) 情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項

- (1)、港則法第四十一条第一項及び海交法第三十条第一項の規定により提供されるものを除

く。)

(3) 情報提供可能海域にある船舶（特定船舶及び準特定船舶を除く。）からの依頼に基づく当該船舶の航行の安全上必要な事項

□ 船舶自動識別装置による場合 茨城県、千葉県、東京都（特別区の存する区域及び大島支庁の所管区域のうち大島町に限る。）、神奈川県及び静岡県の陸岸から約二十海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

三 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 情報の提供（□の場合を除く。）

(1) 日本語の場合 情報

(2) 英語の場合 INFORMATION

□ 船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合 警告

(2) 英語の場合 WARNING

3 港則法規則第二十条の三第二項及び第二十条の七第一項並びに海交法規則第二十三条の二第二項及び第二十三条の六第一項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げると

おりとする。

- 一 方法 V H F 無線電話
- 二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 情報の提供（ロの場合を除く。）

(1) 日本語の場合 情報

(2) 英語の場合 H Z P O R M A T I O N

ロ 船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

(1) 日本語の場合 警告

(2) 英語の場合 W A R N I N G

（勧告）

第五条 港則法規則第二十条の五及び海交法規則第二十三条の四の規定によるセンターが行う勧告の

方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 方法 V H F 無線電話又は電話

二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 日本語の場合 勧告

ロ 英語の場合 A D V I C E

(指示)

第六条 港則法規則第八条の二及び海交法規則第八条第一項の規定によるセンターが行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 方法 V H F 無線電話又は電話
- 二 通信の冒頭に冠する通信符号

イ 日本語の場合 指示

ロ 英語の場合 H N S T R U C T I O N

(情報の提供、勧告及び指示の方法の詳細)

第七条 前三条に規定する方法の詳細(無線電話にあつては電波の型式、周波数及び空中線電力、船舶自動識別装置にあつては海岸局識別、電話にあつては電話番号、インターネット・ホームページにあつてはインターネット・ホームページアドレスをいう。)、使用言語及び実施時期は、別表のとおりとする。

(留意事項)

第八条 船舶は、この告示の定めるところによりセンターが行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たつては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 船舶は、V H F 無線電話により第三条の信号所を呼出しの上、千葉港、京浜港東京区、京浜港

川崎区又は京浜港横浜区の情報の提供を求める場合、呼出し及び応答の後の通信の冒頭にそれぞれ「千葉」、「東京」、「川崎」又は「横浜」の語句を冠するものとする。

二 情報提供可能海域にあるVHF無線電話を備えた船舶は、法令により義務付けられている場合を除き、常時これを聴守することが推奨されること。

三 一般情報の提供は、実施時期の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合があること。

四 船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。

五 船舶に備えられた船舶自動識別装置から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶が船舶自動識別装置を常時作動させていないときは、当該船舶を識別することができない場合があること。

六 船舶自動識別装置により行う情報の提供は、当該無線通信のふくそう状況により、適時に行うことができない場合があること。

七 第四条第一項第二号ハ(3)に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

八 第四条第二項第二号イ(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報の提供は、情報提供可能海域に入っ

た後速やかにセンターにおいて識別された船舶であつて、センターからの呼出しに対し常に応答することができている状態にある船舶に対して行われること。ただし、特定船舶及び準特定船舶の航行が極めてふくそうする場合等にあつては、準特定船舶に対する当該情報の提供を行うことができない場合があること。

九 勧告及び指示は、海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法により行う場合があること。

十 情報の提供は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

十一 勧告は、船舶の安全な航行を援助するため、船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を促すものであり、操船上の指示をするものではないこと。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成三十年一月三十一日から施行する。

(告示の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 昭和四十八年海上保安庁告示第五十六号

- 二 昭和五十五年海上保安庁告示第百二十七号
 - 三 昭和六十一年海上保安庁告示第八十三号
 - 四 平成二十二年海上保安庁告示第百六十五号
 - 五 平成二十七年海上保安庁告示第四十五号
- 別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
M F 無線 電話	<ul style="list-style-type: none"> 一 日本語の場合 H 三 E 一、六六五 kHz 一〇 W 二 英語の場合 H 三 E 二、〇一九 kHz 一〇 W 	日本語又は英語	<ul style="list-style-type: none"> 一 日本語を用いる場合 毎時の〇分及び三〇分からのそれぞれ一五分間 二 英語を用いる場合 毎時

		日本語又は英語	の 一五分から の 一五分間
VHF無 線電話	<p>一 呼出し及び応答用</p> <p>F3E 一五六・六五〇MHz (チャンネル一 三) 一〇W</p> <p>F3E 一五六・八〇〇MHz (チャンネル一 六) 一〇W</p> <p>二 通信用</p> <p>F3E 一五六・六〇〇MHz (チャンネル一 二) 一〇W</p> <p>F3E 一五六・六五〇MHz (チャンネル一 三) 一〇W</p> <p>F3E 一五六・七〇〇MHz (チャンネル一 四) 一〇W</p> <p>F3E 一六一・七〇〇MHz (チャンネル二</p>	日時	

	<p>二) 一〇W</p> <p>F 三 E 一五六・四七五MHz (チャンネル六)</p> <p>九) 一〇W</p>
<p>船舶自動 識別装置</p>	<p>〇〇四三一〇二〇九 (塩屋埼送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三〇二 (観音埼送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三〇三 (本牧送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三〇四 (浦安送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三〇五 (勝浦送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三〇六 (野島埼送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三〇七 (伊豆大島送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三〇八 (石廊埼送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三〇九 (犬吠埼送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三一〇 (龍王埼送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三一〇 (金冠送受信所)</p> <p>〇〇四三一〇三一〇 (磯埼送受信所)</p>
	<p>英語</p>
	<p>適時</p>

<p>インターネット・ネット・ホームページ</p>	<p>http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/</p>	<p>日本語</p>	<p>船舶から問い合わせがあったとき</p>
<p>電話</p>	<p>〇四五 一二五 九一三二 〇四五 一二五 九一三四 〇四五 一二五 九一三五</p>	<p>日本語又は英語</p>	<p>適時</p>
<p>備考 東京湾における船舶の航行の制限（航行の禁止を含む。以下同じ。）が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。</p>			

